

令和8年3月23日

職員の懲戒処分について

当町では、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いました。

【案件】

| 所属部・職名 | 年齢 | 処分内容 | 処分年月日 |
|--------|-----|------|------------|
| 環境部 職員 | 28歳 | 戒告 | 令和7年10月31日 |

(本件概要)

当該職員は令和7年5月9日、事務所内において同僚と口論となり、感情的に暴言を吐き、敵対的な態度を見せた。この件について、後日、所属長と関係者の話し合いが行われたが、所属長の命令に対しても反抗的な口調で逆らい、帰り際に事務所内廊下の壁を殴り破損させた。

当該非違行為は、町全体の信用を著しく損なわせるものであり、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止に違反することから処分に至ったものである。

(問い合わせ先)

総務部総務課職員係

電話 046 (876) 1111

FAX 046 (876) 1717